

2024年2月29日

明石市長 丸谷聡子様

明石市
提案代表者
電話

市民政策提案に対する「非該当」決定通知に対する不服申し立て

(再検討の請求申し立て書)

2月19日付けの明総第50号文書にて交付いただいた「政策提案該当可否決定通知書」について、決定の理由等について事実誤認と誤り、および条例の適用等についても到底容認できないことが多々あるため、明石市市民参画条例第19条の規定に基づき、決定に対し不服を申し立て、再検討を求めます。

1 再検討を申し立てる理由

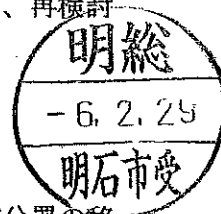
- (1) 本政策提案で求めた「政策等の対象事項」は「市役所新庁舎建設に伴う中崎消防分署の移転および建て替え計画」であり、同計画は市長等が市民参画手続きを実施しなければならない事項を定めた市民参画条例第6条2項の2号及び4号、5号に該当します。提案はこの計画について条例に定めた市民参画手続きが履行されていないことを指摘し、その履行を求めたものです。

しかしながら、市長の決定理由ではこれらの計画について「手続きの履行を求めることは、6条2項の対象事項には記載されていない」から「対象事項ではない」と説明しています。

- (2) この説明は明らかに、条例の読み誤りであり、対象事項である「計画」(政策)について極めて狭い解釈をして、市民の市政への参画の範囲を狭く閉じ込めようとする、自治基本条例及び市民参画条例の趣旨を著しく歪める解釈です。市民参画手続きを必要とする行政計画等の政策は、計画の中味とともに当該計画をどのように進めるかというプロセスが重要な要素です。そもそも、市民参画条例を制定しているのは、そうした計画や政策を立案、遂行するうえで市民の参画を保障するために、その手続き等を定めたものです。したがって、政策の立案や計画策定のプロセスに対する市民参画を封じ込めるような解釈は、自治基本条例と市民参画条例の趣旨を歪めることになり、同条例を理解できていないことになります。

本件で言えば、分署をどこに、どのように建て替えるかという計画の中味とともに、その計画を進める過程で市民参画手続きをどのように履行するかということも政策執行の重大な対象です。計画の中味とプロセスは不離一体のものです。

- (3) 市民参画条例第6条は、市長等が市民参画手続きを実施しなければならない事項等を定めたもので、第2項に記載の計画等についてはその計画を進めるプロセスで市民参画手続きを履行することは当然含まれており、第2項の文言に「手続きの履行を求める」との記載がないから「対象事項ではない」というのは条文解釈として明らかな誤りであり、詭弁を弄するものと言わねばなりません。本政策提案は、市民参画手続きを実施しなければならない計画について、市民参画手続きの履行を求めているのですから、「政策提案に該当しない」という決定は、端から条例の解釈、適用を誤っているとしか言えません。
- (4) したがって、条例19条の政策提案手続きに定めた「当該提案が対象事項に該当する否か」の検討は、政策提案の対象になった「中崎消防分署の移転及び建て替え計画」が6条に2項に該当するかどうかを検討すべきであって、「手続きの履行を求めることは対象事項では



ない」というのは、非該当決定を導き出すことありきの無茶な論理であり、条文の解釈および市民参画条例の趣旨に反した暴論です。

2 「備考」として記載された事項の事実誤謬と、市民参画条例への無理解の露呈

- (1) 決定通知書の「備考」欄には、本件計画については市民参画手続きを実施してきたという説明をするかのような記載があり、政策提案の趣旨を否定するかのような記載があります。
- (2) 1つ目に記載している「当該計画についての意見公募手続きの実施」については、明らかな事実誤認あるいは錯誤による記載です。ここでは「市役所新庁舎建設基本計画（2020年3月）の中で予定地等を示し、当該計画について意見公募手続きを実施したほか、建設計画について市ホームページで広く公表しています」と記載しています。

しかし、新庁舎建設基本計画について意見公募手続きが行われたのは2019年12月に公表された「新庁舎建設基本計画（素案）」であって、12月末から翌年1月末にかけて意見公募手続きが行われました。この素案では、分署の整備場所については「今後の（新庁舎の）基本設計の中で具体的に検討します」としているだけで、分署の建て替え場所も建設計画の内容も一切提示されていません。2020年3月に市議会に提示されて策定された「新庁舎建設基本計画」には中崎緑地に移転建て替えることは明記されていますが、施設計画はまだ明らかになっておらず、この計画にはパブコメが実施されていません。新庁舎の基本設計素案は2021年1月にパブコメが実施されましたが、これは新庁舎本体の基本設計に関するもので、消防分署については一言も触れられていません。

- (3) 以上のことは、本政策提案書の2-(1)に詳細に記載していますが、本決定通知書では事実と相違する虚偽の記載が行われており、この決定通知書の信憑性を疑わせるものになっています。
- (4) また、「備考」の後段では、昨年10月30日の説明会開催や建設予定地の地元自治会等に「情報提供や説明」を行ったことを記載しています。これらについても、政策提案3-③および⑤で詳述しているように、市民参画条例にもとづく参画手続きとは程遠いものです。

10月30日の説明会は「中崎緑地の松林を守る会」が8月25日に提出した要望書に応える形で開かれたもので、事前には時間と会場が広報されただけです。説明会を開く趣旨や説明の対象である中崎分署計画についての説明や資料も事前に公表されず、当日会場で配布、説明されただけでした。また、時間の大半を説明に費やし、たくさんの質問や疑問点等が出たことに対して明確に答えることなく一方的に打ち切りました。

詳細は政策提案3-⑥に記載の通りですが、条例7条8条に記載されているような市民参画の手続きの実施原則を伴わず、到底「説明会」や「意見交換会」とは言えないような説明会だったうえ、市民の疑問に答ええないまま一方的に打ち切った「問答無用の市政」が露骨に押し出されています。

近隣住民への説明や情報提供は、市民参画手続きとは無縁の「行政手続き」に過ぎず、しかも具体的な内容はお粗末の限りであったことも、政策提案3-②に記載しています。

- (5) 要するに、このような外的な記述を添えて、あたかも「丁寧な市民参画手続きを行った」かのように見せる言辭にあふれた決定通知書になっています。

以上、決定通知書は極めて不誠実で、自治基本条例と市民参画条例の趣旨に反した姿勢が、色濃く投影したものになっています。

市民参画を市政方針の前面に掲げた丸谷市政の下で、市民が主体的に市民参画手続きを採れる唯一の「政策提案」手続きに対して、このような対応が行われたことは残念至極と言わざるを得ません。本申し立てを真摯に受け止めて、決定を見直し、再検討されるように申し立てます。

以上